



## 特定商取引法ってどんな法律?

特定商取引法（正式名称：特定商取引に関する法律）とは、訪問販売や通信販売等の消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守らなくてはならないルールと、クーリング・オフなどの消費者を保護するルールなどを定める法律です。

特定商取引法の対象となる取引類型	
①訪問販売	自宅や職場などへ訪問して行う取り引き（キャッチセールスやアポイントメントセールスも対象）
②通信販売	新聞やカタログ、インターネットなどで広告し、郵便、電話等で申し込みを受ける取り引き（電話勧誘販売に該当するものを除く）
③電話勧誘販売	事業者が消費者に電話をかけ、または勧誘するためのものであることを告げずに消費者に電話をかけさせるなどして勧誘し、申し込みを受ける取り引き
④連鎖販売取引	個人を販売員として勧誘し商品や役務の契約を結び、更にその個人に次の販売員の勧誘をさせる形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う取り引き
⑤特定継続的役務提供	特定の7種類のサービス（エステティック、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療）について、長期・高額の契約を結び行うもの
⑥業務提供誘引販売取引	「仕事を紹介・提供するので収入が得られる」と消費者を誘引し、仕事に必要であるとして商品等を買わせるもの
⑦訪問購入	消費者の自宅等を事業者が訪問し、消費者の物品を買い取るもの

### 主な事業者への規制

特定商取引法では、事業者に対し、各取引類型の特性に応じて、次のような規制を行っています。

#### ○事業者名等の明示義務

勧誘をする前に事業者名や勧誘目的であることなどを消費者に告げるよう義務付けています。

#### ○不当な勧誘行為の禁止

価格や支払い条件などについての不実告知または故意に告知しないことを禁止しています。また、消費者を威迫して困惑させたりする勧誘行為を禁止しています。

#### ○再勧誘の禁止

一度消費者が契約を断った後の再勧誘を禁止しています。

「今忙しい」や「相談して決めたい」などでは断ったことにはなりません。必要のない契約の勧誘は「いいません」「お断りします」など、はっきり断りましょう。



#### ○書面交付義務

契約締結後等に、重要事項を記載した書面を交付することを事業者にも義務付けています。どのような書面を交付する義務があるのかは、取り引きの形態により異なります。

#### ○広告規制

広告に事業者名や住所・電話番号等を表示するよう義務付けています。また、虚偽や誇大な内容の広告は禁止されています。

## 主な消費者保護のルール

### ○クーリング・オフ

クーリング・オフとは、申し込みまたは契約後に、法律で決められた書面を受け取った日から起算して一定期間内（①訪問販売 ③電話勧誘販売 ⑤特定継続的役務提供 ⑦訪問購入は8日間以内、④連鎖販売取引 ⑥業務提供誘引販売取引は20日以内）に無条件で解約できる制度です。②通信販売にはクーリング・オフに関する規定はありませんが、広告に返品に関する記載がない場合は、商品が届いてから8日間の返品制度があります。

なお、特定商取引法の対象となる取引類型に該当しなくても、他の法律の規定により解約ができる場合もあります。

### ○意思表示の取り消し

事業者が不実告知や故意の不告知を行った結果消費者が誤認し、契約の申し込み等をしたときには、消費者はその意思表示を取り消すことができます。

### ○損害賠償等の額の制限

消費者が中途解約する時などに、事業者が請求できる損害賠償額に上限を設定しています。

## \* 特定商取引法が改正されました \*

平成28年6月に特定商取引法が改正となり、平成29年12月1日から施行されています。主な改正ポイントは以下のとおりです。

### ○指定権利制の見直し（訪問販売等における規制対象の拡大）

訪問販売や電話勧誘販売において、改正前は、「未公開株」「仮想通貨」「〇〇の権利」などには特定商取引法の適用がありませんでしたが、今回の改正で適用されることになりました。これにより、訪問販売や電話勧誘販売で上記のような契約をした場合はクーリング・オフができるようになり、また、違法行為を行う悪質業者に対し行政処分ができるようになりました。

### ○電話勧誘販売における過量販売規制の導入

消費者が日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品を購入契約した場合に、改正前は訪問販売での契約であれば契約を解除することができましたが、改正後は電話勧誘販売でも契約解除ができるようになりました。

### ○通信販売でのファクシミリ広告への規制

通信販売で、事前に消費者に同意を取らずにファクシミリで広告を送り付ける行為を禁止しました。

### ○その他、悪質事業者への対応の強化や、取消権の行使期間の伸長（6か月→1年）など

## 若者を狙った悪質商法に注意！

新年度を控え、多くの若者が新たな生活に踏み出す準備をしている季節になりました。

これからの時期は、社会経験や契約に関する知識が不足していることが多い若者や新成人を狙った悪質商法によるトラブルが増加します。最近では、SNSを利用した悪質商法も目立っています。ここではその一部をご紹介します。

### 【キャッチセールス】

「モデルに興味がないか」と言われてついて行ったら、モデルになるために必要なレッスンや高額な商品の契約をさせられた。

### 【アポイントメントセールス】

SNSで知り合った人に食事に誘われた。食事後「自分の店にアクセサリーを見に行こう」と言われお店に行った。高いアクセサリーをすすめられお金がないので断ったがクレジットで購入できるとしつこく言われ仕方なく購入してしまった。必要がないので返したい。

### ここに注意！

駅前や繁華街の路上でアンケート調査等と称して消費者を呼び止めて喫茶店や営業所に連れて行ったり、「抽選に当たった」「特別モニターに選ばれた」などと有利な条件を強調して消費者を営業所等に呼び出して商品等を契約させる商法です。

どんなに魅力的な話でも、すぐに返事をせず、知らない人にはついて行かないようにしましょう。

ついて行ってしまっても、勧誘員の言うことをうのみにせず、断わりにくい雰囲気でも必要のないものはいらないとはっきり断りましょう。



### 【マルチ商法／マルチまがい商法】

大学の先輩に「いい仕事がある」と誘われた説明会で、商品を購入し他の人を誘って入会させるだけで「簡単にもうかる」と言われた。お金がないと断ったが、すぐに返せるからと学生ローンを紹介され借金をして契約した。人を誘えないし、もうからない。やめたい。

#### ここに注意!

消費者個人を販売員として勧誘し、さらにその消費者に次の販売員を勧誘させるという形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商法です。

「簡単にもうかる」など本当に信じられますか?友人や知人に「簡単にもうかる」などと誘われて契約し、商品が売れず借金だけが残ってしまったり、友人を無理やり誘ったため人間関係が悪化したりすることもあります。最近では、SNSで知り合った人に誘われて契約をするトラブルも増えています。

### 【サクラサイト】

「お金をもらってほしい」とSMSでメールが届いた。返信したところ「話し相手になってくれればお礼をする」と返信があり、何度かメールのやり取りをしていたが今後は有料サイトを利用して話をしたいとメールがあった。何度か指定された有料サイトを利用しポイントを購入したがなかなか相手と話ができず、メールもできなくなってしまった。

#### ここに注意!

サイト業者に雇われたサクラが異性や有名人、資産家などになりすまして消費者に近づき、連絡を取り合う方法として、メール交換等の有料サービスを利用させる商法です。

多くはメッセージの交換等のサービスを利用するたびに費用が発生する仕組みになっています。

「お金をもらってほしい」などとメールが届いてもお金がもらえることはありません。このようなメールは返信せず無視しましょう。

### 【架空請求・不当請求（ワンクリック請求）】

スマートフォンにSMSで「以前登録した有料サイトの料金が未払いです。期日までに連絡しないと法的措置をとる」とメールが届いた。有料サイトを利用した覚えはない。

#### ここに注意!

はがきや電話、電子メールなどで一方的に消費者に身に覚えのない有料情報使用料の支払いや貸し金の返済等を請求されるものです。

身に覚えのない有料サイトの利用料や「連絡がなければ法的措置をとります」「最終通告」などと書かれたメールやハガキが届いて連絡をさせようとします。「連絡をするように」との文句に慌てて自分から連絡すると自分の個人情報も教えてしまうこととなります。

身に覚えのない場合は、相手に連絡を取らず無視しましょう。



4月から就職、進学など新しい生活を迎えるにあたって、悪質商法などに加え、引越業者や不動産業者とのトラブルに関する相談も多く寄せられます。また、契約の内容をよく理解しないまま契約し、後で契約内容が思ったものと違うという理由で解約をしようとしてトラブルになることがあります。

契約をする場合は、家族や周りの人の意見を聞いて慎重に対応しましょう。

キャッチセールス・アポイントメントセールス・マルチ商法などクーリング・オフの対象となるものもあります。おかしいな騙されているのかなと思ったら、消費生活センターに相談してください。

### 【総合消費料金」「最終通知書」などと書かれた架空請求ハガキに注意!

法務省管理支局 国民訴訟通達センター、民事訴訟管理センターなどと行政機関を思わせるような名称で、「総合消費料金が未納のため、民事訴訟としての訴状が提出された」「給料、不動産を差し押さえる」「訴訟の取り下げの相談はご本人様から」「取り下げ最終期日」などと書かれた身に覚えのないハガキが届いたという相談が消費生活センターに多く寄せられています。

このようなハガキが届いても書かれている連絡先に連絡はしないでください。電話をすると、相手に個人情報を聞きだされたり、お金を請求される場合があります。

身に覚えのないハガキが届いたら、消費生活センターにご相談ください。

